家族法 1975

離婚判決

オーストラリア連邦巡回裁判所にて	ファイル番号:
------------------	---------

夫

と

妻 との婚姻につき

の面前にて

判決日:

場所:

年 月 日に成立した婚姻の

による離婚申請

は 年 月 日に受理された。

裁判所は以下のことを確認した:

- 1. 婚姻は証明済みである。
- 2. 原告(または被告)夫/妻(あるいは両者)は実質的にオーストラリアの居住者または 市民であり、離婚申請直前の1年間においても同様であった。
- 3. 離婚申請の理由:婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す:

4.55A(3)項に該当する婚内子は存在しない。

裁判所は以下のことを判決する:

5. 離婚判決が成立していること、判決は 年 月 日より発効し、それにより同日付で婚姻は解消する。

裁判所により 登記官署名 登記官

中略

離婚判決が発効したことの証明

私はここに による申請に対する

離婚判決が 年 月 日に発効し、同申請人の婚姻がよって解消したことを 証明する。

以下省略

翻訳者		
本川 = 尼 一		
7011 H/\ /1		